

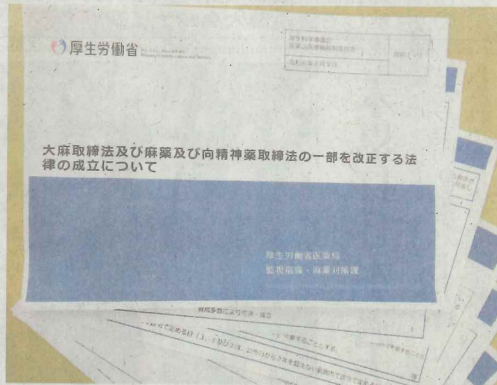
薬だつ知識

⑦

大麻取締法などの改正法が2023年12月6日に可決・成立されました。これにより難治性てんかんなどの病気に對して、大麻から製造された医薬品を施用することが可能となりました。また大麻を法律上の麻薬と位置づけることで、今まで罰則としていた「栽培」「所持」「譲渡」に加え「使用」も禁止になり、罰則が与えられるようになりました。

ここ数年間で、高校生や中学生など若者による大麻関連の摘発者が増加の一途をたどっています。また交流サイト(SNS)を中心としたインターネ

大麻取締法などの改正



昨年12月に大麻取締法などの法改正が可決・成立した

ットの情報で「大麻は他の違法薬物より安全で体に害はない」「大麻に依存性はない」といった誤った情報が出回

乱用対策へ使用罪新設

つています。これまで大麻は使用するだけでは罪にならなかったことも、乱用に拍車をかけています。実際、警察庁の調べで、大麻所持による摘発者の8割以上が使用だけでは罪にならないと認識していたというデータがあります。

昨年大麻グミを食べた人が体調不良を訴え、搬送されるという事件が全国で相次ぎました。また何人もの芸能人が長年大麻を使用し続けて逮捕されるという事件も起こりました。このような例から「大麻に害がなく、依存性もない」といった情報がいかに誤りであるかが分かるかと思えます。

これからの大麻は、合法的医療目的と、法律上の麻薬として違法なものに分かれます。法改正の趣旨は、大麻を難治性の病気などに正しく活用することです。決して娯楽・享樂目的の大麻解禁ではないということをご理解ください。

(鹿児島県薬剤師会理事・迫口国弘)

令和6年4月2日(火)

77. 大麻取締法などの改正